

香芝市告示第217号

香芝市民生委員協力員制度実施要綱を次のように定める。

令和7年1月12日

香芝市長 三橋和史

香芝市民生委員協力員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき社会奉仕の精神をもって活動を行う民生委員及び児童委員（主任児童委員を含む。以下「民生委員」という。）の負担を軽減するとともに地域住民の協力を得ながら、相互に助け合うことができる体制を整備し、もって地域福祉の推進を図るため、香芝市民生委員協力員制度の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(配置基準)

第2条 香芝市民生委員協力員は、民生委員の活動を補佐する民生委員協力員（以下「協力員」という。）及び法第20条第1項の規定により各地区に組織される民生委員協議会（以下「地区民協」という。）の活動を補佐する地区民協協力員（以下「地区協力員」という。）とする。

- 2 協力員は、民生委員1人につき1人配置できるものとする。
- 3 地区協力員は、各地区民協に2人まで配置できるものとする。

(推薦)

第3条 民生委員は、活動を行うに当たり、協力員を必要とするときは、協力員候補者を選び、地区民協の会長に対し、協力員の推薦を要請することができる。

- 2 地区民協の会長は、民生委員から前項の規定による要請があったときは、当該民生委員の活動状況等を確認し、協力員の配置が必要と判断したときは、市長に対し、香芝市民生委員協力員推薦書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）の提出により推薦を行うものとする。
- 3 前項に規定する協力員の配置の必要性の判断に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 民生委員の経験年数
 - (2) 民生委員の担当区域の範囲
 - (3) 民生委員の担当する世帯数
 - (4) 健康上の課題（退任すべき状態の場合を除く。）、家族の介護、仕事その他の民生委員活動への支障となる事実の有無

(任期)

第4条 協力員の任期は、委嘱した日から当該協力員が補佐する民生委員の任期が終了するまでの期間とし、再任を妨げない。

(適格要件)

第5条 協力員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 人格及び識見が高く、社会福祉の増進に熱意がある者
- (2) 生活が安定しており、協力員の活動に必要な時間を割くことができる者
- (3) 差別的な取扱いをすることなく、個人の秘密を守ることができる者

2 地区協力員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福祉又は保健医療に関する専門的な知識を有する者であつて地域の実情に通じ、地区民協の運営を補助し、及び運営に関して助言等を行うことができる者
- (2) 社会福祉法人等においてコミュニティソーシャルワーカーの職にある者（職務）

第6条 協力員は、補佐する民生委員と連携して、次の職務を行うものとする。

- (1) 高齢者、障害者又は児童等がいる家庭への訪問等をすること。
- (2) 地域住民の生活状況の把握及び民生委員への報告をすること。
- (3) 地域福祉及び民生委員活動に関する周知及び啓発に協力すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、民生委員が行う活動等に協力すること。

2 協力員は、自身の活動状況について、補佐する民生委員に対して、適時に連絡、報告及び相談を行い、かつ、毎月の活動について香芝市民生委員協力員活動報告書（第3号様式）を補佐する民生委員に提出するものとする。

3 民生委員は、前項の規定による報告書を市長及び地区民協の会長に提出するものとする。

4 地区協力員は、地区民協の活動する範囲において、次の職務を行う。

- (1) 地区民協の会議等に参加すること。
- (2) 地区民協の運営の補助及び運営に関する助言をすること。
- (3) 民生委員の活動に関する助言をすること。

(義務)

第7条 協力員は、前条第1項の職務を行うに当たっては、法第15条及び第16条に規定する義務に準じた義務を負う。

2 協力員及び地区協力員は、正当な理由なくその職務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(指揮監督)

第8条 協力員は、その職務に関し、市長、地区民協の会長及び補佐する民生

委員の指揮監督を受けるものとする。

(委嘱等)

第9条 市長は、第3条第2項の推薦を受けたときは、第5条第1項各号に規定する適格要件の確認を行った上で、協力員を委嘱するものとする。

- 2 市長は、第3条第2項の推薦がない場合であっても、民生委員の欠員状況、活動状況等に鑑み、協力員の配置が必要であると認めるときは、第5条第1項各号に規定する適格要件に該当する者を協力員に委嘱するものとする。この場合において、当該協力員が補佐する民生委員は、その配置の必要性を認めた者とする。
- 3 市長は、第5条第2項各号に規定する要件に該当する者のうち、各地区民協の運営を補佐するに適當と認めるものを地区協力員に委嘱する。
- 4 市長は、第2項の規定により協力員を委嘱するときは、誓約書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

(解嘱)

第10条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は第8条第1項の義務に違反したとき。
- (3) 協力員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協力員から香芝市民生委員協力員辞任届（第4号様式）が提出されたときは、当該協力員を解嘱するものとする。

(活動費等)

第11条 市長は、協力員に対し、活動の実費弁償として月額2,000円を支給する。ただし、活動実績のない月については、支給しない。

2 前項の規定による実費弁償は、活動期間が1月に満たないときは、これを1月として支給する。

(身分証明書)

第12条 協力員がその職務を行うに当たっては、常に香芝市民生委員協力員証（第5号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(事務委託)

第13条 市長は、この要綱に定める民生委員協力員制度に関する事務の全部又は一部を社会福祉法人香芝市社会福祉協議会その他地域福祉の推進を図ることを目的とする団体に委託することができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

香芝市民生委員協力員推薦書

年　月　日

香芝市長

地区民生委員・児童委員協議会

会長

このことについて、次の民生委員協力員候補者は、適任であると認められます
ので、推薦します。

住 所	生年月日	年 月 日
フ リ ガ ナ		
候補者氏名	電話番号	

【地域活動略歴】

第2号様式（第3条、第9条関係）

誓約書

年　月　日

香芝市長

住　　所

協力員候補者

氏　　名

（自　署）

次の事項について、遵守することを誓約します。

香芝市民生委員協力員として活動を行うに当たり、個人の人格を尊重し、生活上、精神上及び身体上の秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをしません。

香芝市民生委員協力員の地位を、政党又は政治的目的のために利用しません。

職務を退いた後も、職務上知り得た秘密は守ります。

第3号様式（第6条関係）

香芝市民生委員協力員活動報告書
(年 月分)

年 月 日

協力員氏名

次のとおり、協力員の活動について報告します。

活動概要	延べ件数
(1) 見守り対象者への訪問及び安否確認等	件
(2) 地域の状況把握及び民生委員への報告	件
(3) 地域福祉イベント及び民生委員活動の周知及び啓発	件
(4) その他の活動	件
(5) 民生委員との連絡回数	件
合計	件

年 月 日

確認者氏名

第4号様式（第10条関係）

香芝市民生委員協力員辞任届

年　月　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

私は、香芝市民生委員協力員を辞任したいので、次のとおり届け出ます。

なお、香芝市民生委員協力員証、活動報告書及び保有していた個人情報を含む文書は、返還します。

辞任する日	年　月　日
辞任する理由	

【返還確認】

- 香芝市民生委員協力員証（第5号様式）
香芝市民生委員協力員活動報告書（第3号様式）及び収集した個人情報を含む文書等

第5号様式（第12条関係）

香芝市民生委員協力員証

(表面)

写 真	第 号		
	香芝市民生委員協力員証		
氏 名			
生 年 月 日	年	月	日
上記の者は、香芝市民生委員協力員であることを証明する。			
交付年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
香芝市長	印		

(裏面)

備考
1 この証は、香芝市民生委員協力員として活動する際は常に携帯し、関係者からの請求があるときは、提示すること。
2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3 この証を紛失又は汚損若しくは破損したときは、速やかに再交付を受けること。
4 任期が満了したとき又は辞職したときは、速やかに返還すること。